

登下校防犯プランの概要

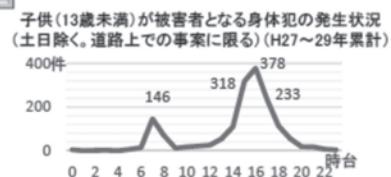
平成30年5月、新潟県新潟市において下校中の女子児童が殺害される事件が発生するなど、依然として、通学路等において子供が被害者となる凶悪犯罪がおきています。政府は、これらの再発防止のため「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催し、平成30年6月22日に「登下校防犯プラン」を決定し、また、平成30年7月11日には、警察庁生活安全局長より「通学路等における子供の安全確保のための対策推進について」通達が出されました。

今回は、これらの内容から、全国の地域協会で活動されている方や、防犯設備士、総合防犯設備士の方々に必要な情報を抜粋した形でご紹介いたします。

登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中
犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
- (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加
→「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
→登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務



2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援



3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

参考：警察庁HPより

①登下校防犯プラン

同プランでは、

「登下校時における子供の安全を確保するための対策については、地域の安全に大きく貢献してきた既存の防犯ボランティアが高齢化し、担い手が不足しているという課題がある。加えて、共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難となっている上、放課後児童クラブ・放課後子供教室等において放課後の時間を過ごす子供が増加し、下校・帰宅の在り方が多様化していると考えられる。したがって、従来の見守り活動に限界が生じ、「地域の目」が減少した結果、子供が1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じている。」
とし、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるとして、対策を取りまとめています。

大きくは以下5項目が上げられておりますが、「2.通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善」及び「5.子供の危険回避に関する対策の促進」について抜粋紹介します。

- 1.地域における連携の強化
- 2.通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善
- 3.不審者情報等の共有及び迅速な対応
- 4.多様な担い手による見守りの活性化
- 5.子供の危険回避に関する対策の促進

2.通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

登下校時における子供の安全確保のためには、関係者が連携して通学路の安全点検を緊急かつ確実に行い、「1人区間」等の「見守りの空白地帯」等の危険箇所を把握・共有した上で、下記(2)のソフト面と下記(3)のハード面の両面から、環境の整備・改善を行う必要がある。

このため、以下の対策に取り組む。

(1)通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有

- ①教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等は連携して、政府が示す要領を踏まえ、平成30年9月末までに、通学路の防犯の観点から緊急合同点検を実施する。
- ②関係者が連携して合同点検を実施する際には、例えば地域安全マップの作成等を通じ、危険箇所を「見える化」して情報共有し、環境の整備・改善につなげやすくするとともに、こうした作業過程を通じ、関係者の連携を実質的に深める。

(2)危険箇所の重点的な警戒・見守り

- ①緊急合同点検により把握された危険箇所について、警察官による警戒・パトロールを重点的に実施する。
- ②防犯ボランティア団体等、地域住民による見守りについても、危険箇所への重点的な配置にシフトすることにより、その効率的・効果的な実施を図る。

(3)防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

- ①緊急合同点検により把握された危険箇所に関し、上記(2)のソフト面での対策を補完するハード面での環境整備・改善策として、現場のニーズを踏まえ、通学路における防犯カメラを緊急的に整備するため、政府において必要な支援を講じる。
- ②地下通路、駐車場、公園等の公共施設の整備に併せ、安全性の確保等の施設管理上の観点から防犯カメラ、防犯灯、見通しの良い植栽・柵等を設置する場合、市街地整備の一環として、政府において、社会資本整備総合交付金等による支援を実施する。
- ③国土交通省等の小冊子「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」を改訂するとともに、各地方整備局等に、防犯まちづくりに関する相談窓口を設置し、自治体における防犯まちづくりの取組を促進する。
- ④適切に管理されていない空き家の存在は防犯の観点から望ましくないため、政府において、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく取組、立地誘導促進施設協定制度の活用等を推進する。
- ⑤政府において、子供等を対象とした犯罪・前兆事案の発生状況を踏まえた地理的特性の分析などの調査研究を実施し、防犯環境整備の充実等に向けた取組を推進する。

5.子供の危険回避に関する対策の促進

登下校時における防犯対策については、子供を極力1人にしないという観点から、安全な登下校方策を策定し実施することが重要であり、例えば「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除くためには、様々な方策を組み合わせて対応する必要がある。

また、小学校低学年の子供に多くの役割を期待することは現実的ではないものの、子供自身にも、発達の段階に応じて、危険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を行うことは不可欠である。さらに、こうした能力を身に付けた子供が社会人となり、社会全体の防犯意識の向上や安全で安心な地域社会づくりに寄与することも期待される。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 防犯教育の充実

① 防犯の専門家の知見等も活用しつつ、例えば、地域安全マップ作りや防犯教室等を通じ、子供に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育を推進する。

その際、「子供110番の家」への駆け込み訓練や「子供110番の家」の実施主体との顔の見える関係の構築等により、実践的な防犯教育と地域における防犯意識の向上の両面から、「子供110番の家」の活用を推進する。

また、学校と警察が連携し、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇やロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について、子供が考えながら参加・体験できる防犯教室を引き続き開催する。

② 防犯教育の担い手である教職員の研修を充実させ、指導力・安全対応能力を向上させるとともに、見守り活動を行うスクールガード等に対し、最新の知見の伝達や意識啓発を行うこと等により、質の向上を図る。

③ 保護者が、直接的な見守り活動への参加が困難な場合であっても、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子供110番の家」の所在地等を子供と確認すること、子供が把握した不審者情報等を聞き出すこと等、家庭においてこそ効果的に果たせる役割を踏まえた防犯の取組を推進する。

(2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

政府において、防犯ブザー等の活用、集団登下校・スクールバス等による安全な登下校方策の実施、ICタグを活用した登下校管理を始めとするICTを活用した防犯対策等、全国の様々な好事例について、実施に当たっての留意点等と併せて、「登下校防犯ポータルサイト」等を通じて周知することにより、地域・学校の実情に応じた、より効果的な安全確保の取組を推進する。

② 通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について（通達）

平成30年7月11日に警察庁生活安全局長より各都道府県警察の長宛に、政府の「登下校防犯プラン」決定に伴い、関係機関・団体及び地域住民等と連携して、通学路等における子供の安全確保のための対策を推進されたい、とした通達が出されました。

内容は以下4項目ですが、「3. 関係機関・団体等との連携」について抜粋紹介いたします。

1. 通学路等における警戒活動等の推進
2. 不審者情報等の共有及び提供
3. 関係機関・団体等との連携
4. 防犯教育の推進

3. 関係機関・団体等との連携

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」に参画し、必要な助言等を行うこと。

(2) 多様な担い手による見守り活動の推進

「持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進について（通達）」（平成28年3月17日付け警察丙生企発第52号）に基づき、見守り活動や青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールを行う防犯ボランティア団体等に対し、積極的な表彰、活動の周知・情報発信、関係者との交流の場の提供等の各種支援を実施す

るとともに、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等を推進すること。その際、通学路等において事業活動を行う自動車運送業者等（タクシー業者、宅配業者等）に対し、見守り等への協力依頼に努めること。

（3）「子供110番の家・車」等への支援等

危険に遭遇した子供の一時的な保護や警察への通報等を行う「子供110番の家・車」等の実施主体や、子供が立ち寄る施設、店舗、学習塾等の管理者等に対し、不審者等を発見した時の対応について、より実践的・具体的な指導・研修を行うとともに、見守りへの協力や不審者情報等の受信を依頼するなど、支援を強化すること。

（4）通学路等における環境面の改善

通学路や不審者事案の発生場所及びこれらの事案が発生する危険性のある場所については、教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ等と連携し、随時、防犯の観点による合同点検を実施するなどして、

- 人や車の通りが少ない場所や見通しの悪い場所での見守り活動やパトロール等の実施
- 防犯カメラの設置
- 落書き消去等の環境美化活動
- 公共施設の損壊改修や公共掲示板の掲示物等の整理
- 歩車道間のガードレール等による分離
- 沿道にある草木等の植栽管理
- 駐車場や空き家等の侵入規制措置
- 街路灯の設置や門灯の点灯促進
- 子供110番の拡充

等、環境面の改善に努めること。

以上、政府の「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」の「登下校防犯プラン」及び警察庁生活安全局長からの「通学路等における子供の安全確保のための対策推進について」の通達について抜粋して紹介をいたしました。詳細については、以下のURLで確認いただき、皆様の活動にお役立ていただければと思います。

■登下校防犯プランの概要

警察庁HP URL:

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/tougekou/tougekoubouhan.html>

ホーム>内部部局から>生活安全局>登下校防犯プランについて

■通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について（通達）

警察庁HP URL:

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/tougekou/300711anzenkakuho.pdf>

ホーム>法令>通知・通達>生活安全企画課>通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について